(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項の 規定により策定する船橋市再犯防止推進計画(以下「計画」という。)に基づく再犯の防 止等に関する施策を推進するため、船橋市再犯防止推進計画ネットワーク会議(以下「会 議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関すること。
 - (2) その他再犯の防止等に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 会議は、委員30人以内及び市職員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 刑事司法関係者
 - (3) 更生保護関係者
 - (4) 学校教育関係者
 - (5) 保健福祉・医療関係者
 - (6) 市民
 - (7) その他市長が必要があると認める者
- 3 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くこと ができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議の公開については、次項から第12項までに定めるところによるものとする。
- 2 会議における傍聴者の定員は、会議の開催の都度、会長が定めるものとする。
- 3 傍聴の受付は、会議を開催する場所(以下「会議場」という。)で行うものとする。
- 4 傍聴者は、先着順による場合のほか、当日の抽選により決定することができる。
- 5 前項の先着順による場合は、会議の開始時刻の30分前から10分前までの間に、傍 聴受付票(別記様式)を傍聴しようとする者に配付するものとする。
- 6 前項の傍聴受付票を受けた者は、会議場への入場の際、係員にこれを提示しなければ ならない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 体調が優れないと認められる者
 - (4) その他会長が傍聴することを不適当と認める者
- 8 会長は、次に掲げる傍聴者の遵守事項を記載した書面を傍聴者に配布し、又は会議場 に掲示し、当該遵守事項を傍聴者に周知するものとする。
 - (1) 静粛に傍聴すること。
 - (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると 認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
 - (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
 - (6) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。
 - (7) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非 公開の審議等を行うときは、会長の指示に従い、速やかに退場すること。
 - (8) 事前に会長の許可を得た場合を除き、会議場において写真撮影、録画、録音等を行

わないこと。

- (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。
- 9 会長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴者に対し、退席 を命じることができる。
- 10 傍聴者は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。
- 11 会長は、審議の過程において非公開とすべき事案が発生した場合には、会議に諮ってその事案について非公開とすることができる。
- 12 前項の場合、会長は、非公開とした理由を告げて、傍聴者を退出させなければならない。

(会議録)

第7条 会議の会議録は、会議の庶務所管課において、会議終了後速やかに作成し、閲覧 に供するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課が行う。

(災害補償)

第9条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議 に諮って定める。

附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

傍聴受付票

	第	口	船橋市再犯防止推進ネットワーク会議	
開催日				
開始時刻				
会議場				
受付番号				

- ※ 次の注意事項をよくお読み下さい。
- 1. 次の項目に該当する方は、傍聴することができません。
 - (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 体調が優れないと認められる者
 - (4) その他会長が傍聴することを不適当と認める者
- 2. 傍聴される方は次の事項を遵守して下さい。
 - (1) 静粛に傍聴すること。
 - (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
 - (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
 - (6) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。
 - (7) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非 公開の審議等を行うときは、会長の指示に従い、速やかに退場すること。
 - (8) 事前に会長の許可を得た場合を除き、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。